

検地帳

近世を通して、領主が年貢徴収などを目的に行った土地の測量調査のこと。田畑に間竿や縄を持って測量して、反別、土地の品を決めて石盛を定めた。すなわち田方は、上田、中田、下田、下々田の区分。一筆ごとに作人を定めて名請したもの。この検地帳は、布施村の田方全部を記載したもの。

検地役人は、田中藩の役人遠藤万右衛門他三名の役人。

※石盛（こくもり）

斗代ともいい、租税の賦課のため検地で定められた耕地等の反当りの収穫量のこと。